

# 死後事務委任契約とは

自分が亡くなった後の葬儀や納骨などの事務を第三者に任せるための契約です。この契約により、死後の事務について第三者に代理権を与えます。

## なぜ死後事務委任契約が必要なのか？

- 死亡後即日、ご葬儀～火葬について実行していく必要があるため
- 施設からの遺留品の引き取りや、役所の手続き等も数日以内に行う必要があるため
- 死後事務を第三者や知人・甥姪に依頼する場合、依頼をする側と依頼を受ける側の双方が委任範囲や意向を明確にし、文章にて明文化しておくため

遺言書の中で死後事務委任のような内容(祭祀の主宰者指定、葬儀や法要等に関する希望)を記載することは可能ですが、遺言書が発見されなかったり、遺言書の開封が遅れたりしてしまうと、せっかくの希望が実現されないということも考えられます。

そのような事態にならないためには、**信頼できる人物との間で死後事務委任契約を結んでおく**ことが大切です。

財産を相続させる

~~事務手続きの委任~~

遺言書



例えば「財産を A さんに相続させる」というような内容は、事務手続きの委任ではありませんので、遺言書に記載します。

喪主代行

関係者への連絡

死亡地の私物撤去

納骨・永代供養手続き

施設・賃貸不動産の解約手続き

未払い債務の精算・公共料金の解約

行政手続き

遺品整理指揮代行